

情報コーナー(5頁からのつづき)

区内共通買物券の取扱店を募集しています!

区では、中小小売店などの顧客の増加や消費の拡大により地域経済の活性化を図るため、1万円で1万1千円分の買物ができる「中央区共通買物券(ハッピー買物券)」を6月に販売します。

区内共通買物券の利用促進のために、多くの取扱店の登録をお願いします。

[申込資格]

区内に事業所または店舗がある民間事業者。ただし、次の場合は登録することができません。

- ・店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗
・風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律第2条に規定する営業を行うもの
・業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

[利用できないもの]

区内共通買物券は、消費の拡大を図ることを目的とした事業のため、次の取引または商品は対象になりません。

- ・公共料金、税金、振込代金、振込手数料などの支払い
・有価証券、商品券、プリペイドカード、チケット、切手、郵政はがき、回数券、乗車券、航空券、入場券、ごみ処理券などの購入(江戸バス含む)
・たばこの購入
・仕入れのために利用すること

申込書に記入して郵送またはファクスで申込む。

申込書は区役所7階商工観光課、

日本橋・月島特別出張所および中央区保健所で配布します。また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

- ◎申込みは随時受け付けています。
◎5月31日(必着)までに申込んだ店舗などについては、取扱店一覧表に掲載されます。
◎既に取扱店として登録されている方は、新たな手続きの必要はありません。

〒104-8404
中央区築地1-1-1
商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487
FAX(3546)2097

建物もあなたと同じ健康診断～特殊建築物などは定期的に調査してください～

私たちが定期的に健康診断を受けるように、建築物も定期的に調査や検査をして、常に健全な状態を保つ必要があります。

建築物の中でも、ホテル、百貨店、病院、事務所、共同住宅などの特殊建築物は、多くの人が利用するため、維持管理を怠ると、地震や火事の際に大きな被害を受ける恐れがあります。

被害を未然に防ぐため、特殊建築物を所有・管理している方には、建築物の状況について調査資格者などに調査を依頼し、結果を行政庁に報告することが義務付けられています。

また、エレベーターなどの昇降機も同様に検査・報告が義務付けられています。

近年、エレベーター事故、広告板

落下事故など、建築物や昇降機などに関する事故が相次ぎ発生しています。

平成26年度は、別表1に掲げる用途、規模の建築物などが報告の対象となります。対象となる建築物を所有または管理されている方は、趣旨を十分ご理解いただき、必ず調査・報告をしてください。

また、エレベーターなどの昇降機

別表1

Table with 4 columns: (ア)用途, (イ)用途に供する階または規模, 提出の時期, and 建築物種別. Rows include 劇場、映画館、演芸場, 観覧場, 旅館、ホテル, 百貨店, 展示場, 複合用途建築物, 事務所, 換気設備, 排煙設備, 非常用の照明装置, 給水または排水の配管設備, エレベーター, エスカレーター, 小荷物専用昇降機.

- ・(ア)欄に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の規模が(イ)欄の当該いずれかの項目に該当するものが対象になります。
・F≧3、F≧5、F≧B1とは、3階以上の階、5階以上の階、地下1階以下の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
・Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
・共同住宅の住戸内は、特殊建築物および建築設備の調査・検査結果を報告する必要はありません。
・報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室または集会場などの居室に設けられた機械換気設備に限ります。
・昇降機のうち、一戸建て、長屋または共同住宅の住戸内に設けられたホームエレベーターなどは報告対象から除かれます。
・新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。

の所有者、管理者の方も必ず報告をしてください。

- ☎(3546)5455
・設備・昇降機について
☎(3546)5461

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

別表2 助成対象機器および助成額など一覧

Table with 6 columns: 対象機器, 機器の説明, 対象建築物, 対象者, 一般助成(助成単位, 限度額), 上乗せ助成(中央工コアの認定を受けている場合)(助成単位, 限度額). Rows include 太陽光発電システム, ガスエンジン給湯器, 燃料電池給湯器, 高反射率塗料, LEDランプ, 省エネルギー機器.

区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、自然エネルギー機器や省エネルギー機器の普及を進めています。機器を導入の際には、ぜひご利用ください。

対象 区民、区内マンション管理組合、区内中小企業者など
対象建物 戸建住宅、共同住宅、事業所
対象機器など 別表2のとおり
※問合せ先 環境推進課温暖化対策推進係 ☎(3546)5628

集団回収をはじめませんか
集団回収とは、家庭から出る資源(新聞・缶など)を持ち寄り、直接、回収業者へ引き渡すリサイクル活動です。身近な環境活動ですのでぜひ、ご参加ください。
利点
・地域の方々が一体となって取り組むことで、コミュニティの場が生まれます。
開始手順
・町会・自治会、婦人会、PTAまたは10世帯以上の区民の方で団体をつくり、回収品目・日時などを決め、回収業者と契約します。区に団体登録を申請します。区から登録証が発行され、活動開始です。
※問合せ先 中央清掃事務所清掃事業係 ☎(3562)1523